

令和3年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和3年第2回東彼杵町議会定例会は、令和3年6月9日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	松下 陽子 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	一般質問
日程第2	常任委員の選任
日程第3	議長の常任委員辞任
日程第4	議会運営委員の選任
日程第5	選挙第1号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙
日程第6	報告第1号 専決処分に関する報告について (東彼杵町税条例等の一部を改正する条例)
日程第7	報告第2号 専決処分に関する報告について (東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第8	報告第3号 専決処分に関する報告について (東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例)
日程第9	報告第4号 専決処分に関する報告について (令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第14号))

- 日程第 10 報告第 5 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 11 報告第 6 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 5 号))
- 日程第 12 報告第 7 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号))
- 日程第 13 報告第 8 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号))
- 日程第 14 報告第 9 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号))
- 日程第 15 報告第 10 号 専決処分に関する報告について
(損害賠償の額を定めること)
- 日程第 16 報告第 11 号 繰越明許費に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町一般会計)
- 日程第 17 報告第 12 号 予算繰越に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町水道事業会計)
- 日程第 18 報告第 13 号 予算繰越に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計)
- 日程第 19 議案第 28 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 29 号 東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 30 号 東彼杵町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な
道路の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 31 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 23 議案第 32 号 令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 24 議案第 33 号 令和 3 年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 25 議案第 34 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

6 散 会

開 会（午前9時26分）

○議長（吉永秀俊君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（吉永秀俊君）

昨日に引き続き一般質問を行います。

はじめに8番議員、浦富男君の質問を許します。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

おはようございます。朝一番の一般質問を行います。

いこいの広場遊具施設について。

4月14日調査の総務厚生常任委員会において、閉園になったいこいの広場の施設、設備等の今後の利活用についてはまだ正式に決まっていないとのことでした。

早急に跡地利用をしないと今後の維持管理が大変だと思いますが、再利用できる設備は他に利用できないのか。特に遊具施設については、まだ使用可能だと思いますが、今後の対応について伺います。

(1) 設備は現状維持なのか。(2) 他の施設に利用できないのか。(3) 売却はできないのか。以上、3点、簡単な質問ではございますがお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。それでは、浦議員の質問にお答えいたします。

いこいの広場の遊具施設についてでございますが、1番目の設備は現状維持なのかということで質問がっておりますが、設備は現状維持の状況でございます。

なお、今後の利活用に向けて支障がないように、最小限度の維持及び保守等の管理を行っております。

2の他の施設に利用できないかでございますが、ご質問の内容は、いこいの広場内の大型遊具施設及びロープウェイ遊具の件と思いますが、これらの遊具は設置可能な他の施設へ利用は可能かと思われませんが、ご承知のように、現在いこいの広場の利活用に対する検討を進めており、その利活用の方針を決定してからの判断になります。

現在の状況についてですが、いこいの広場の土地及び建物の評価、評価額の鑑定業務を専門業者へ依頼しておりますが、大体、7月の初めごろには出てくるんだと思います。また、一方で民間業者からのいこいの広場活用事業の相談の件につきましては、5月上旬に施設等の状況確認及び地形

調査等の現地調査を実施され、具体的な事業計画を提案したいとされております。なお、購入か賃貸になるかは、評価額鑑定後の検討となります。

次に、3番目の売却はできないのかでございますが、売却は予定はいたしておりません。

大型遊具は平成26年度、また、ロープスライダーと言いますか、そういう遊具は平成28年度に設置しており、令和2年度時の帳簿価格では、大型遊具は851万5800円、ロープウェイ遊具は128万8224円でありまして、まだ耐用年数の残年数は、大型遊具施設は24年、ロープスライダーは6年もあり、売却は不可能だと思います。残存価格等の売却は見込まれないと思いますので、現評価額以下での売却が想定されております。

したがって、売却よりも町内で設置可能な場所ができないか判断をいたしてはおりますが、いこいの広場に設置をされておりますのは、その地形に合って遊具が設置されておりますから、移動する時にその支柱の切断とか、そういうことになりまして、非常に、ちょっとお金が無駄になるのではないかなど。まるまる、例えばそういう構造物を他の鉄とか引き取りとかなんとかになったら、本当にお金が少なくなります。売却しか考えられませんので、2番と3番も含めまして、他に施設に利用するよりも新しく作った方が、まだ耐久年数、事故等も勘案して、私は今のところいこいの広場はそのまま、もし業者の方がそういう形で利用するとおっしゃるか、今、私のところに話があるておりますのは、そのままいこいの広場を業者の方がオートキャンプ場とか、あまり変えないで利用させていただきたいと話を受けておりますので、もし、そういう話がうまくいけば、そのまま残して使った方が金銭的にも有利ではないかなど判断しております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

ありがとうございました。

あそこをこの前、総務厚生常任委員会の方で視察に行った時、草だけ刈ってあって、まだ、遊具施設自体は、まだ綺麗だなと思って、このまましておくのは、結局草刈りをしたり維持するのが大変かなと思ったのでこういう質問をしたわけなんです。

昨日の一般質問でもあっておりました、シーサイド公園の施設もボロボロだし、そういう所に移設できないかなと思って質問したわけです。その移設費用が掛かるということでしたけれど、大体どのくらい掛かるのか見積もりを取られたことはあるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、設置した業者に打診をして見積もりを出しておりますけれど、1000万円近く以上のお金を掛けて設置したのが、移設費も兼ねて800万円以上掛かるということで、そのお金を投入するよりも新しく設置した方がだいぶ、遊具というのは非常に子どもさんたちが遊ぶためには、毎回点検をしておかないと危険な状態になりますので、そういうのを含めていこいの広場で今度、今検討しておりますのは利用できるのならそのまま、今希望がっております会社の方と売却か賃貸かという形で、そういう活用が良いのではないかと。

先ほど申しましたように、今度、移設となると支柱を切って、切断して移設をしないと、その地形に合わせた設置をしてあるものですから、平たんな所に合わせるためには新しく、それにお金が掛かるのかなと判断しております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

先ほども言いましたように、結局、あの施設がどのくらい使用できるのかは私もちょっとわからなかったんですけど、設備自体は、移設に 800 万円も掛かるのかなと私は思っていたんですよ。と言うのは、あそこで組み立てられたはずだと思います。また、ばらして簡単に移動できないのかなと思っていたものですから、そういう質問をしたんです。

正式に見積もりを取られたんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

正式に税財政課で取っておりますが、そういうことで、私が一つ、昨日質問がっておりますのは、今ふるさと納税の使い方で、例えば、ふるさと納税を投入して遊具を設置した時に、ふるさと納税を納めていただいた方にも非常にインパクトを与えるのではないかと、そういう使い方ですね。だから、そのまま、移転するお金を掛けるよりも、そっちの方が、町全体の最終的なことを考えて発言をしたわけでございます。細かな金額が必要でしたら報告をさせますが、どうでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

もう、一回見積もりを取った、800 万円掛かるということであれば、私もそんなに掛からないのかと思っていましたものですからこういう質問をしたわけなんです。

前日の一般質問でも 2 件ほど問題として出ていたと思いますけれど、遊具施設が壊れてどこかに使用できないかなと思ってこういう質問をいたしました。

それと、あと、東彼杵町内には公園という公園がないですよ、町の公園というのはですね。東彼杵町にも子どもが遊べるような公園の施設ができないかなと一つは思っております。

昨日の一般質問でも他の議員がされていたように、町有地の空き地があちこちあると思うんですけど、そういう所に簡単な、そういう子どもの遊び場ができればなと思っているんですけど。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町に公園がないわけではありません。里にやすらぎの里公園という一番大きな、今、町内外からいっぱい来ていただいています。それから、彼杵の荘の公園とか、昨日は県の施設のシーサイド公園。その辺が主に大きな公園でございます。

それで、遊具の話も出ておりますが、そこら辺の公園を生かしながら、集中してしないと、管理費も莫大な数になるんですね。あちこち公園を作っても、ずっと草刈りもしなければいけませんから。

だから、私はその辺を絞って、先ほど言いましたように、ふるさと納税の使い方、目的としては皆さんが納税をしていただきます。そういうもののインパクトを与えるのは、若い人に与える印象がものすごく良いのではないかなど。そういうお金の使い道をして。

いこいの広場は、そのまま使うような方向で話を、この前の会社の方として、オートキャンプを先ずしたいと、しいたけもしたいけれどそういう持続可能な使い方をするという話でございましたもんですから、前回、皆さんにお諮りをさせていただいて、今、東彼杵町の評価をしておりますのでしばらく待っていただいて、また、議会の方に提示させていただいて、売ったら良いのか貸す方が良いのかというのを。そういう形で、早く、本当に、おっしゃるように管理にお金を投入しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

その辺の状況を、この前視察に行った時ははっきり決まっていないということだったので、こういう質問をしたわけなんです。できれば、そういう施設が早く貸すなり売すなりすることができれば、早急にしてもらわないと維持管理も大変だなと思いますし、私も、子どもが小さい頃は、いこいの広場はだいぶ利用させていただいたんですけど、あれだけの設備を長く放っておくのももったいないなと思っています。そういう業者さんがいれば一日も早く使用できるようにしてもらえればなと思っています。

それと、公園がいこいの広場ではなく先ほど言われた里の方も公園があるということですが、町内にあるのはシーサイド公園だけで、遊べないということだったので、町内に、東彼杵町内に簡単な遊具施設がないからそういう質問をしたわけです。

今、町長が言われましたように、費用対効果があまり掛かりすぎて作った方が早いということであれば、一日も早くそういう利用をしてもらえればなと思っています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

わかりました。

とにかく、いこいの広場を早急に取りかかって、そういう形で、どういう形であるのかを提示させていただいて、それで、遊具は先ほど言いましたように、支柱を切ったり、切断したり、運んだり、組み立てたり。それがそのままの、いこいの広場の遊具は既製品を持ってきたわけではなくて、ずっと繋げて、接合してそこに、場所に合わせて作っているもんですから、なかなか厳しい状況でございまして、十分わかります。例えば、今度、議員から質問があった遊具につきましても、今後検討しますが、千綿はやすらぎの里、彼杵も教育委員会と協議をしないといけないんですが、彼杵の荘の公園、蔵本の方の県営の敷地をなるべく早く撤去してもらって、町で設置して運営をする

からと約束をすれば県が良いと言うのか。その辺まで含めて協議をしておりますので、なるべく早く進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

わかりました。

それでは、一応、そういう話があるのであれば早急に契約でもされて、再利用をお願いしたいと思っております。

大楠小学校も一応決まっていたかもしれませんが、このような状況でキャンセルになっているみたいですので、そういうのにならないようにいこいの広場の跡地の有効利用をお願いして質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、8番議員、浦富男君の質問を終わります。

次に、6番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

こんにちは。

先に通告しておりました3点について質問をいたします。よろしく願いいたします。

先ず第一に自治会への加入促進について。

今、東彼杵町には、34の自治会がありますが、全世帯が入っているわけではなく、新しい移住者や若い世代が一戸建てを建てた時とか、もともと定住者であった方が一人世帯になり地域での活動ができなくなったりした方が離れていっていると聞きます。

下記について伺います。

①役場からの配布物は自治会を通じて配布していると思いますが、自治会に入っていない方はどうしているのか。

②自治会に入っていない方の生ごみ収集、ペットボトル、燃えないごみ等についてはどうなのか。

③個人の集合住宅と自治会との区別について。

大きな2番目、定住人口の維持あるいは増加について。

人口、定住人口の維持あるいは増加を目指すためには2つの考え方があると思っております。

(1)自然増 (2)社会増です。2019年の日本の出生者数は86万5,239人となっております。死亡者数は138万1,093人となり、人口は51万5,854人の自然減となっております。今、東彼杵町の人口は8,000名を切り、極めて高い減少であります。

下記について伺います。

①東彼杵町での人口動態について。②出生者を増やすためにどのような取り組みをしているのか。③社会増を考えた場合の東彼杵町の取り組みはどうか。④空き家は、今どの位の戸数があるのか。⑤空き公共用地への取り組みや民間の空き用地についてはどう考えているのか。

大きな3つ目です。小・中学校の女子トイレに生理用品の常設設置について。

今、コロナ禍で経済的理由などから生理用品を買えない女性が増えているとのことで、自治体の中では無料配布をしている所もあるようです。生理用品は女性が健康に過ごすための必需品です。

義務教育である小・中学校の女子トイレについて伺います。

①小・中学校では女子トイレはいくつ位あるのか。②小学校のトイレは下級生と上級生に分けているのか。③生理は体格差等で早い人遅い人いろいろな個人差があり、かなりの学校では生理用品を保健室に行ってもらう子どもたちが多く聞いておりますがどうなのか。④女子トイレに常設することで、生理のある人の健康・尊厳・教育の機会を行政が支えているのではと思っておりますが、このことはどう思われますか。以上、3点につき、登壇での質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、尾上議員の質問にお答えいたします。

自治会への加入促進についてでございますが、税や保険証、各種通知などほとんどが世帯や個人への直接郵送をしているところでございます。町や県の広報紙などは自治会を通じで配布をいたしておりますので、地域によって取り扱いが異なり、自治会に入っていない方には届かない地域もありますが、役場や支所、総合会館、道の駅や町内コンビニに毎月置いていただいておりますので、そうした方が入手しやすいようにしております。他にはホームページに掲載をしておりますので、ホームページ又はデータ放送で見ていただくということになります。

次に、②のごみ収集についてでございますが、現在、東彼杵町内には可燃物の集積所が183か所。不燃物の集積所が114か所あり、そのうち自治会が設置及び維持管理しているものが、可燃物集積所168か所、不燃物集積所が103か所あり、残りはアパート等が設置維持管理をしております。

町では、集積箱の購入に補助2分の1をしていますが、維持管理は自治会及びアパート等で行っております。新規申請をする時は利用予定者10世帯程度を目安に責任者を決めて申請していただき、福祉組合へ確認を取り、許可をしております。転入、転居届を出された方には、集積場所の場所と利用に当たっては、管理者の許可を得ることをご案内しているところでございます。併せて、直接ごみ処理場へ持ち込みができることもご案内しております。

3番目の個人の集合住宅と自治会との区別についてでございますが、自治会とは昔ながらの区域を単位として、その地域に住む住民同士が助け合い協力し合って住みよい地域を作っていくという目的を持って活動されている組織であると考えております。個人の集合住宅につきましても、その範囲を地域とする自治会に入られるのが一般的だと思っております。

次に、2番目の人口動態、①でございますけれども、令和2年度は108人減少いたしております、平成23年から令和2年の10年間では1,193人減少いたしております。自然数の増減では、出生数は徐々に減ってきておりまして、昨年は27人の出生数となっております。

死亡者数は、100人から140人の間でほぼ横ばいとなっておりますが、来年からは団塊世代の方々が75歳を迎えるようになりますので、今後は死亡者数等の状況も十分注視をしていかなければならないと思っております。

社会数の増減では、転入との増減はありますが、ほぼ横ばいです。転出等は若干減少はしてはいるものの、転出等の減少の原因は、学生数の減少によります。就労で転出される方が減っていることが要因の一つと思っております。

次に、②の出生者を増やすためにどのような取り組みをしているかでございますが、これは議員

さんご存じのように町内に1年以上定住する夫婦が子ども出産した場合、新生児一人につき出産祝金を、第何子かにおいて10万円から40万円支給をいたしております。この他町内で出生した第3子以降の子が満1歳に達した場合、育児報奨金として10万円を支給いたしております。また、特定不妊治療を受ける方に対しましても経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療1回につき10万円を限度として助成を行っているところでございます。

更に、間接的な取り組みといたしまして、結婚への希望を叶える結婚活動支援及び結婚新生活への負担軽減支援を実施しております。婚活サポートセンターによる会員制お見合いシステム登録料助成や、結婚新生活支援補助金などを行っております。

③の社会増を考えた場合の東彼杵町の取り組みはどうかということですが、本町では令和2年3月に策定した第2期総合戦略に基づき、計画目標年度令和6年度までの5か年間による人口減少対策を実施することをしております。

その対策としましては、転入増加に向けたU・I・Jターン者の増加を図るため、移住者への住宅確保支援として空き家バンク制度の推進及び制度の充実化、強化を行っております。

また、現町民の転出抑制による社会現象への抑制に向けて、持ち家奨励金制度による定住支援、また、新婚者世帯家賃補助による若年層の定住支援、その他町有地の定住促進住宅用地としての活用。また、シニア世代や子育て世代に配慮した公営住宅の整備も掲げております。

4番目の、空き家はどのくらいの戸数があるのかということですが、現在、空き家バンク制度活用に向けた空き家としましては、83戸把握をしているところでございます。

また、5番目の、空き公共用地への取り組みや民間の空き用地についてはどう考えているのかですが、民間の空き地の活用につきましては、移住定住相談の際に住宅地の購入の相談を受けることがあります。このため、本町においても住宅用地の空き地バンク制度の検討も行っているところであり、空き家バンク制度と連携させた住宅用地の紹介及びマッチング等の仕組みづくりを検討したいと考えております。以上、登壇しての説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

おはようございます。

尾上議員の3番目の質問、小・中学校の女子トイレに生理用品の常設設置についてお答えいたします。

1点目の小・中学校の女子トイレ数についてですが、千綿小学校では6か所、彼杵小学校も6か所、中学校で9か所設置しております。

2点目の、小学校のトイレは学年で分けているのかという質問については、特に学年を決めてはいませんが、基本的にトイレに近い教室の学年が使用しています。緊急の場合は、その時点で近いトイレを使用することになると思います。

3点目の生理用品を保健室でもらっているかというお尋ねですが、多いか少ないかわかりませんが、各学校とも保健室で提供しております。

4点目の、女子トイレに生理用品を設置することを行政としてどう思うかのお尋ねですが、生理についての指導や、生理用品の取扱いについては、基本的に各学校の教育課程や裁量に任せてお

ります。各学校とも女子トイレに設置する予定はないと聞いております。

ただ、子どもの衛生管理面や人権に十分配慮し、特に生理が始まる小学校では、保健の授業や宿泊を伴う行事の事前指導として行っております。

また、保護者へお便りを出したり、相談を受けたりして適切に対応しております。学校の判断で生理用品を消耗品として購入、保管して置き、必要な時に児童生徒に提供して良いと考えております。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

まず最初に、自治会への加入促進ということで、少しお聞きしたいと思っております。

今、東彼杵町には 34 の自治体がありますが、今、特に高齢者あたりが増えてきて、今までずっと自治会に入っていたけれど、旦那さんが亡くなったり、どちらかが亡くなったりして一人世帯が結構増えてきております。まだ下の方は良いんですけど、特に山手の方は、遠目とか中岳とか、本当に一人世帯が増えてきております。そういった中で、今まではずっと地域の草刈りとか道掃除、いろいろ行事はあるんですけど、その中でなかなか行けない、足腰が弱って行けないという人たちがいらっしやいます。

その中で、やはり地域としては、行かなければいけないという意識はあるんですけど、中には、出不足を取られるということが増えてきていると思っております。中には、千円とか半日とかと言う話もあるんですね。そういった中で、今後どういった対策を取っていくのか。まず、そのことについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

高齢者の問題は各地区で、たぶん、作業は 80 歳になられたら免除とか、そういうのを地区地区で決めておられますので、町がそういうことに介入することはできません。作業とか出役とか出不足とか、それは地域で決めておられます。ある地区も 75、80 歳以上は免除しますよ、若い人ですましようということで、そういう形でされているところがございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

今、町長が言われたところもわかっております。それで、特にこの頃は住宅あたりも、今まで個人であったところの他に、やはり、集合住宅あたりが特に増えてきております。5 軒とか、多い所は 10 軒とかあるんですけど。そういった中で個人の、今まで居たところは地域で、配布物なんかはしてもらっているんですけど、私も区長会のあれで総合会館などに行った時に、区長会があった後に、配布物はずっと地域で並べているのを見たことがあるし、区長会が終わった後、すぐ地域で配布物あたりをしておられる。しかし、個人の集合住宅、そのあたりでの配布物はどうしておられるのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、個人の集合住宅等も、こちらに転入してお見えになった時に、全て自治会加入促進をお願いしております。こういうことで、消防費とかそういうのもございますよ。ですから、例えば、本町地区もそうですけれど、ここに住宅がございますが、かなり低かったものですから、そういう方たちに、いろいろチラシも投げ込んだりして、とにかく加入促進をするということではしております。

取り扱いにつきましては、地域で決まっております。例えば、蔵本などはすべて区長さんが入っていないけれども配っていますけれど、地区地区によっては、地域に入っていない所へは配布をしないともありますので、先ほど言いましたように、そういう町の広報とかは道の駅とか、町内のコンビニにも置かせてもらっておりますので、そういう形で今お手に取って見ていただければなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

そうしたら、役場からの広報物は、そういう集合住宅あたりで自治会に入っていない方は、コンビニなどに個人でもらいに行かなければならないわけですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

自治会に入っておられない所は、それは地域で決めておられますから、先ほど言いました蔵本は入っておられない所も配られております。区長さんが大変ですけれど。そういう形で地域で対応をされておりますので、町が入っていない所に全部配ってくださいとか、介入することはできません。これは、地域の、自治会の考え方でされておりますから。だから、自治会にどうしても入りたくないとおっしゃられる方が情報を仕入れるには、先ほど言いましたホームページとか道の駅とかコンビニとか置かせてもらっておりますので、そういうことで手に取っていただければな。千綿支所も当然ございます。総合会館も置いておりますので。

ただ、本来からいけば、自治会になるべく入っていただきたいということで、転入に来られた時にはごみとかの処理の仕方も含めて窓口で推進をしております。建設課の方も、町営住宅の方もちょっと少ないのではないかと指摘がありまして、そういうことでしております、課でもですね。

なるべく入っていただきたいんですが、これは強制ができないものですから、例えば、2年で転勤とかになられた方に。都会もそうだと思うんですけど、なかなか入っていただけない。ただ、私がお願いしておりますのは、地域で、とにかく皆さんと一緒に入ってもらえませんかというのは役場の窓口でもチラシをやって推進をしているというところがございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

今、東彼岸町で 34 自治会あるんですけど、個人あたりで自治会に入っていない方は、一番地

域的に何%ぐらい、少ない所で、調査されたことはあるんですか、どのくらい入っているか入っていないかは。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう調査はしていませんが、なるべく入ってもらうような推進をしているということです。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

大体、状況はわかりました。是非とも、区長会がある時には、そういった個人の集合住宅、是非とも、役場の色んなことを伝えるためにも入っていただくように、また区長会でもお話しされて欲しいと思っております。

次に、2番目の定住人口の維持あるいは増加について質問をいたします。

先ほど、東彼杵町の人口動態について、若干いろいろお話しされたんですけど、特に、今、全国的にもここに書いているとおりに、日本の出生者、それから死亡者、これをしてみるとかなりの自然減と、どこも全国的になっているんですけど、この東彼杵町も高い減少率になっております。今まで、人口を増やすために、いろいろ検討されて色んなされてきましたけれど、特に私が言いたいのは、社会増を含めた東彼杵町の取り組み。これをちょっとお話したいと思っております。

今まで、何年か前から空き家バンク、特に今、人口も減って一人世帯がますます増えてきている中で、空き家が本当に増えてきて、何年かの間、空き家バンク制度事業ということで色んな制度を設けられて、なるべく東彼杵町に住んで欲しいということで、先般からの資料も出してきてもらっています。

そういった中で、今まで、資料の中で空き家登録奨励金、空き家改修奨励金、空き家提供奨励金、移住等奨励金、こういった制度を設けて人口増、こういったことをやられてきております。そういった中で、東彼杵町の中で、この資料の中で、少し読んでみます。

資料の中で、東京一極集中を是正し、地方への人口移動を促進するためには、生活の基盤となる家屋が安定的に確保され、供給できる状態にすることが最も重要な要素の一つである。本事業により、空き家所有者への助成金拡充で空き家バンク登録件数を増加させ、更に移住者等によって多額の費用が要する空き家改修や、需要に係る経費等に対する負担を助成金増額により軽減させることで移住が促進され、人口増加につながり地域活性化に寄与した。また、将来性や地域波及効果と、この中で書いておられます。活用しなければマイナス資産となる可能性が高い空き家を、人口増加施策ツールとしてプラス資産に転換できる空き家バンク制度は、人口減少に歯止めをかけるばかりでなく、街並み、景観、安全面など多面的な効果も発揮され、町の魅力は向上することで、持続的な町の発展に大きく寄与するものである。本事業を実施したことにより、空き家バンクを大きく普及、推進させるとともに、移住者の増加で早期に活性化させることができた。

こういったことをされて、かなりの移住者が増えてきました。その中で、案が、今まで調査された中で、空き家がいっぱい詰まって、あと空き家がバンク状態になってきている。バンクというよ

りは、要するに新しい人が入れない。そういった中での人口増を考えなければならない。これはこれで進めて本当に良かったと思っております。

今度、社会増を考えた場合にどうしていかなければならないかということは、ひとつ、今、役場とか何とかの公共用地ですね。それと、地域から、地域の荒廃地があるんですけど、その辺りに、例えば、安い所の土地を買って、例えば移住者に対して土地を提供する。来てもらう人に土地を提供する。例えば、10戸や20戸。大きな工業団地みたいではないですけど、土地を提供して、例えば30年居たらその土地をあげますと。そういったことも今から必要ではないかと思っております。その点をどうお考えでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の考えは、例えば、土地代を無償にして住んでいただくという形でも、固定資産税や住民税も入ってきますからトータルすればそういう形で推進して行けるんですが、今、私が考えておりますのは、公共用地というかそういうことの使い方もあります。空き家バンクもありますが、空き家は仏壇とかあってなかなか貸してもらえない。今はほとんど埋まっています。

ですから、そういう形で土地も提供していただきますが、その周りの環境というのもございまして、田舎の方にボンとしても、そういう好きな方もいらっしゃるんですけどなかなか難しい。やはり環境が整っていないと、一番は下水道ですね、次は浄化槽とか。そういうものがしていけないとなかなか来ていただけないかなと思っております。

最初、私が考えておりますのは、今度交付金で出ます、計画をされていますテレワークのサテライトオフィスというのが、今から交付金で活用して進めると国もしておりますので、そういう形も今度検討していかなければいけない。今、蔵本でもテレワークをされている方がいらっしゃいます。東京に本社があるんですけど、月に一度本社に行けば良い。仕事はこっちできる。だから、そういうサテライトオフィスというのを何とか検討して、空き家もそうですけれど、海が見えるとか景観、バケーションを兼ねてのそういう方法も検討していかなければいけない。

それともう一点、私が今考えておりますのは、民間の力をお借りして宅地の造成とか、今ちょっと見当をしております。そういうところでまだ発表はできませんけれど、そういう形で進めております。当然、住宅を増やすため、増やして人口を増やさなければいけません。住む所がないとおっしゃる方もいらっしゃるものですから、町は町として、今度千綿中学校のテニスコートの所に、今、住宅を新しく建てる。そして、駄地団地が解体してしまった後に皆さん方と協議をさせていただいて、どうそこを使うかですね。そういう形も考えながらしておりますので、一步一步進めていかなければいけない。確かに、尾上議員がおっしゃったように、土地の荒れ地とかあれば、そういう集団的にできることもございましょうが、先ず住環境というか、いつもおっしゃるのは店との距離とか駅とか学校とか、そういう条件もございいますから、先ずその辺から先に進めさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

ひとつ、参考になればと思っております。確かに、今、空き家がだんだん増えてきているんですけど、その中に町長が今言われたとおりに、空き家はあるんですけど貸さないと、そのままの状態にして置くというのは、やはり、家族の思い出とか仏壇があるとか、そういった形で貸さないという形もいづらか増えてきているんですけど、そういった中で、やはり、どうしても人口増を考えた場合には宅地、人に来てもらって住んでもらうということが条件になってくると思うんですけど、やはり30年、40年を考えた時に、一つの提案としてそういう土地を提供する。

一つは、私の方にも入ってきているんですけど、赤木地区が今、あそこも新しい人たちが入ってきています。条件的には、私も良いと思うんですけど、また、赤木地区からカステラセンターまでの道路も何年か後には、中尾本線と大野原高原線の工事が終わったらその本線を広くするという先般の議会の中で執行部からの答弁もありました。そういった中で、ある人が自分の土地も提供して良いという話もちよっとあったもんですから、適地ではないかなと。そういった面でちよっとこう思いましたので、一つの提案としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3つ目に小中学校の女子トイレについて生理用品の常設設置ということについてお伺ひします。

今、千綿地区、彼杵地区、中学校、それぞれ女子トイレの、千綿小学校、彼杵小学校、中学校、トイレが6個、6個、9個あるという説明を受けましたけれど、これは女子トイレだけそれだけですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

そのとおりです。

女子トイレ専用のトイレを言っております。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

そうしたら、先ほど教育長の中で、トイレに近い教室は下級生が一番近いということになるんですかね。トイレがあって、下級生の小学1年生とか2年生とかの近くに教室があるということですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

その年その年で教室の配置は変わる場合もありますけれど、大体、低学年あたりが下の方の階、高学年に従って上の階になっておりますので、その階に基本的に2つずつ、3階には1個ですけど、そういう感じで設置してありますので、そのトイレに近い学年が使うということでございます、基本的にですね。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

わかりました。

なぜ、私がこの小学校や中学校の女子トイレの生理用品について発言したか、質問したかですが、私もずっと、子どもが若干、大学生と高校生がおります。その中で、ずっと前から思っていたんですけれど、子どもが小学校を卒業する頃、その頃が女子も、なかなか男が言えるような立場ではないんですけれど、どうしてもそういう子どもと母親との話の中で、喧嘩をしているんですね、言い合いをしているんですよ。なかなかそのあたりは男の人はわからないでしょうけれど、やはり、時機が来れば生理用品が要るということで。ちょうど、喧嘩をしている内容をよく聞いてみたら、学校に行って、今、教育長が言われたとおり保健室の先生方からもらっているとか言われたんですけれど、なかなか親にも言えない。子どもの成長期に、親にも言えないようなことを素直にパッと保健室の先生とかになかなか言えるものではないかなと思っていたので、せめて、トイレがあればそこにおいて置くようなことができないものか、そのことをちょっと問うたわけなんですけれど。先ず、今度、千綿小学校が上の方に上がりますね。今工事をされていると思うんですけれど、そこの中にはそういう子どもたちの生理用品を設置する話はなかったんでしょうか。そういうあれも全然なかったんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

そういう話はございません。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

今、コロナ禍の中で、他の自治体なんかは、特に入ってきているのは、コロナ禍で困っている人たちのひとり親、お母さんと子どもさんがいて、そういった生理用品を買えない人たちが本当に増えてきていると、今情報がずっと入ってきております。今、そういった自治体に対して公共トイレとか、先ず学校ですね、小学校、中学校、高校。これも全部要望しているようなことです。今、都会なんかでも小学校、中学校、高校までは当たり前と、女子トイレについて置いておくのが当たり前と、常識になってきております。そういった中で、女子トイレにそういうトイレットペーパー、全国的にトイレットペーパーはどこでもありますね。そういった女性の心理を掴んだ中で、女子トイレに生理用品を若干置いておくということが必要ではないかと思っておりますけれど、私の質問を聴いてどうお考えでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

まず、生理についてですけれど、昔はと言いますか 10 年、その前ぐらいまでは、生理についての指導は 5、6 年生あたりでしていたんですけれど、今は 4 年生で保健の授業で行っております。きちんと生理についての指導を男子にも女子にも指導してから、そして、生理用品の使い方については女子だけで、どのように使うのかという具体的な使い方、それを指導してから提供したいという思いがございますので、置いておけば勝手に使うだろうということではなくて、やはり、学校で

初めて生理が起こったとなると非常にショックを受けたりします。そういう時に保健の先生に相談をして、その授業を受けておけばそういうものが来たんだということでわかりますので、心の準備はできていますので、いつでも保健室に相談に来なさいと。あるいはここに置いておくよということで、指導はできるということが今一番大きいと思います。

それと、マスクとかハンカチとかそれと同じように自分で必要なものは自分で揃えると、そういう自己管理能力と言いますか、そういうものも、今、義務教育の段階では必要だと思います。おそらく、大人になってもそうだと思っているんでしょうけれど、貧困のためにできないというのはそれはそれでわかります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

今、教育長が言われたことは、今の時点でわかりました。是非とも子どもたちが、親にも相談できないという子どもたちが増えてきているうちの子どもからも聞いたことがあり、やはり、案外一番話しやすいのは友達同士だと思うんです。やはり、学校の先生にも言えない、年齢差があると相談できないということもありますので、是非ともそういう教科の先生、先ず学校で徹底させてして、今後検討されるようによろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

今の子どもからの相談ですけれど、一番相談しやすいのは保健の先生かなと思っております。担任が男の先生だとどうしても相談しにくいと思います。そういう時に保健の先生に相談して、保健の先生が担任の先生に生理が始まったようです。ですから、体育を休んだり、水泳指導を休んだり、見学をさせてくださいと、そういうケアができるんですよね。それが、保健の先生が知らないとそれもできないので、やはり保健の先生が知っておいて、色んなケアをしてあげることが大事だと思いますし、保護者へ今日学校で生理が起きましたよと保護者にお知らせしたり、あるいは相談を受けたり、そういうのがしやすいのが保健の先生だと思いますし、そういう生理用品を取りに行く場所も保健室の方が入りやすいのではないかと、管理もしやすいと。そういうことで、今学校の方もトイレに設置しないでおりますし、保護者からの要望も上がってきておりません。以上、現状でございます。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、以上で6番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。

それでは、これより議会人事を行いますので、理事者の方は一時退席をよろしくお願いします。暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前10時30分）

再開（午前10時44分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

日程第2 常任委員の選任

○議長（吉永秀俊君）

日程第2、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名するとなっております。常任委員を次のとおり指名したいと思います。

総務厚生常任委員に林田二三君、立山裕次君、口木俊二君、大石俊郎君、橋村孝彦君、吉永秀俊君、以上6名。

産業建設文教常任委員に浪瀬真吾君、尾上庄次郎君、後城一雄君、浦富男君、森敏則君、以上5名をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、総務厚生常任委員と産業建設文教常任委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定しました。

この後休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会を開いていただき、委員長、副委員長を互選していただきたいと思っております。

総務厚生常任委員会は議長室で、産業建設文教常任委員会は議員控室でお願いします。

なお、決定の上は、委員長よりお知らせをお願いします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時45分）

再開（午前11時00分）

（委員会開催）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員長、副委員長の決定の通知を受けましたので報告いたします。

総務厚生常任委員長 口木俊二君、副委員長 立山裕次君。

産業建設文教常任委員長 浪瀬真吾君、副委員長 尾上庄次郎君。以上のとおりです。

ここで、日程外の学校給食センター運営委員の選任を行いたいと思っております。

学校給食センター運営委員は、申し合わせ事項により、産業建設文教常任委員会から1名となっております。産業建設文教常任委員会から推選が上がっています。

したがって、学校給食センター運営委員に浦富男君を選任したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、浦富男君を学校給食センター運営委員に選任することに決定しました。

ここで除斥のため、副議長と交替します。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 02 分）

再 開（午前 11 時 02 分）

○副議長（橋村孝彦君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 3 議長の常任委員辞任

○副議長（橋村孝彦君）

日程第 3、議長の常任委員辞任を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので、議長の退場を求めます。

（議長退場）

○副議長（橋村孝彦君）

議長は、議会の代表権が与えられて、さらに各委員会に出席して発言できる等、議会全体を統理しなければならない立場にあります。このような理由により、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋村孝彦君）

異議なしと認めます。したがって、吉永議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の入場を許可し、議長と交替するため暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 11 時 04 分）

再 開（午前 11 時 04 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4 議会運営委員

○議長（吉永秀俊君）

日程第 4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名します。

口木俊二君、浪瀬真吾君、橋村孝彦君、大石俊郎君、後城一雄君、森敏則君、以上6人を議会運営委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

この後休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時05分）

再 開（午前11時10分）

（委員会開催）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員長、副委員長の決定通知を受けましたので報告します。

議会運営委員長 大石俊郎君、副委員長 後城一雄君、以上のとおりです。

日程第5 選挙第1号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

○議長（吉永秀俊君）

日程第5、選挙第1号東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。

橋村孝彦君、浪瀬真吾君、口木俊二君から、一身上の理由により6月8日付けで東彼地区保健福祉組合議会議員を辞職したいとの申し出に対し、東彼地区保健福祉組合議長より、辞職許可の報告並びに欠員の選任依頼がっております。

東彼地区保健福祉組合議会議員については、組合規約第5条第2項の規定により、議長及び議員の中から選挙された者をもって充てるということになっています。したがって、議長を除き3名の議員の選挙を行います。

お諮りします。この選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東彼地区保健福祉組合議会議員に、議長のほか、橋村孝彦君、口木俊二君、浪瀬真吾君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を、東彼地区保健福祉組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、議長のほか、橋村孝彦君、口木俊二君、浪瀬真吾君が東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました橋村孝彦君、口木俊二君、浪瀬真吾君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで理事者入場のため、暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時13分）

再開（午前11時21分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第6 | 報告第1号 | 専決処分に関する報告について
(東彼杵町税条例等の一部を改正する条例) |
| 日程第7 | 報告第2号 | 専決処分に関する報告について
(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第8 | 報告第3号 | 専決処分に関する報告について
(東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例) |

○議長（吉永秀俊君）

日程第6、報告第1号専決処分に関する報告について（東彼杵町税条例等の一部を改正する条例）、日程第7、報告第2号専決処分に関する報告について（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第8、報告第3号専決処分に関する報告について（東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例）、以上3件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第1号専決処分に関する報告であります。東彼杵町税条例等の一部を改正する条例。

次に、報告第2号、東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。以上2件につきましては、税財政課長に説明させます。

次に、報告第 3 号、東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康ほけん課長に説明させます。よろしくお願ひします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、報告第 1 号についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日に公布され 4 月 1 日に施行されたことに伴い東彼杵町税条例についても改正し、3 月 31 日付で専決処分したものです。また、改正は 2 条建てになっており、1 条は東彼杵町税条例の改正、2 条は令和 2 年の改正条例を改正するものになります。

それでは、配布しております資料、東彼杵町税条例の改正概要をご覧ください。こちらで、主な改正内容についてご説明いたします。

資料の表の左側、条項欄では上から 1 段目、第 24 条第 2 項、個人の町民税の非課税の範囲になります。30 歳以上 70 歳未満の国外に居住する親族は、原則、扶養親族の対象外となりますので、規定の整備を行っています。

次に、左側の条項欄では、第 81 条の 4、環境性能割の税率になります。軽自動車購入時に係る環境性能割の免税区分について、新たに 2030 年度燃費基準の下で免税区分の見直しが行われましたので、規定の整備を行ったものになります。

左側の条項欄では、附則第 6 条になります。住民税医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制につきましては令和 4 年度までとされておりましたが、引き続き 5 年間の制度延長となったため、規定の整備を行っています。

裏面 2 ページをお願いします。

左側条項欄、附則第 11 条からその下附則第 13 条までは、固定資産税の土地価格に係る負担調整措置に関するもので引き続き 3 年間継続となりましたので、規定の整備を行いました。

左側条項欄、附則第 16 条、軽自動車の種別割の税率の特例になります。環境性能の高い軽自動車については、令和 2 年度までグリーン化特例として減額措置がありましたが、区分を見直した上で更に 2 年間延長となりましたので、規定の整備を行っています。

東彼杵町税条例の主な改正の説明については、以上になります。

その他、ご説明しなかった部分につきましても、地方税の改正に併せて規定の整備を行ったものになります。

また、施行日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日になりますが、資料の条項の部分に※印で施行日が記載してあるものは記載日付が施行日になります。

最後に、報告第 1 号をご覧ください。改正条例の 22 ページをお願いいたします。

22 ページの真ん中ほど、附則第 1 条の (3)、3 号をご覧ください。附則第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の後、括弧の中の法律番号を空欄にしています。これは、この法律について、現在、国会で審議を行っており法律番号が確定していないことによるものです。番号が決まり次第追加記入いたします。

東彼杵町税条例等の一部を改正する条例につきましてはの説明は、以上でございます。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

今回の改正は、3月12日付で、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免措置に対し、令和3年度も引き続き財政支援措置を行う旨の通知がありましたので、減免に関する国民健康保険税条例の改正を行い、3月31日付で専決処分したものです。

めくっていただき、改正条例の1ページをお願いします。附則14項の下線部になりますけれども、減免対象の納期の指定について令和4年3月31日まで延長する改正を行っております。

それ以降の下線部の改正については、国の通知により名称等変更を行ったものになりますので、説明は省略いたします。

2ページが一番下になりますけれども、施行日については令和3年4月1日としております。

最後に、減免の内容ですが、令和2年度と変更はございません。新型コロナウイルスに世帯主が罹患し、死亡若しくは重病になった世帯は全額減免。若しくは、感染症の影響で、今年、令和3年中の世帯主の事業収入が令和2年に比べて3割以上減少する世帯の方は、所得の区分に応じて減額を行います。

東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

町長に代わりまして報告第3号東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今回の改正につきましては、3月12日付で、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する令和3年度の財政支援に関する通知がございましたので、介護保険条例の改正を行い、3月31日付で専決処分したのになります。

資料をめくっていただきまして、改正条例の2ページをお願いいたします。附則第9条の下線部になりますけれども、減免対象の納期の指定につきまして令和4年3月31日まで延長する改正を行っております。

その他の下線部の改正につきましては、国の通知によりまして名称等を変更したのになりますので、説明は省略させていただきます。

3ページが一番下にございますけれども、施行日につきましては、令和3年4月1日としております。

最後に、減免の内容になりますが、新型コロナウイルスに罹患し、死亡若しくは重篤な傷病を負った時には全額減免。若しくは、今年、令和3年中の世帯主の事業収入が令和2年に比較して3割減少する時には、所得の区分に応じて減額を行います。

東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例に関する説明につきましては以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第1号、報告第2号、報告第3号を終わります。

日程第9 報告第4号 専決処分に関する報告について
(令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第14号))

○議長(吉永秀俊君)

次に、日程第9、報告第4号専決処分に関する報告について(令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第14号))を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それではご説明いたします。専決処分に関する報告第4号でございます。令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第14号)について、予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6943万6000円を減額し、予算の総額をそれぞれ68億7000万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で、決算見込みによる削減と、剰余金見込みによる庁舎整備基金積立金3000万円など。

歳入では、特定財源の減額として、国庫支出金859万9000円、県支出金7446万2000円の減額、一般財源の使用料606万9000円の減額、地方交付税1370万円の追加計上となっております。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。よろしく願いいたします。税財政課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わり、報告第4号についてご説明いたします。

令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第14号)は、先の町議会定例会後において、歳入歳出の見込額に増減が生じたものについて、予算の補正を専決処分で行ったものです。

それでは、内容についてご説明いたします。

35ページをお願いいたします。3番歳出になります。2款1項5目財産管理費24節積立金のふるさと創生事業基金積立金は、ふるさと応援寄附金に関して充当実績から積立金を減額し、また、庁舎整備基金積立金については、決算剰余金による積立として計上しております。合計で1876万1000円を追加しています。

次に48ページをお願いします。6款2項1目林業総務費24節積立金、森林環境事業の事務費の剰余金より、森林環境譲与税基金積立金へ14万8000千円追加しています。

59ページをお願いします。10款1項2目事務局費24節積立金、こちらにつきましても、教育文化施設整備基金積立金へ剰余金より2000万円追加しております。

歳出に関しましては、今説明したものの他は事務、事業の実績により残額の減額整理を行ったものになります。

また、括弧して財源更正と書かれたものにつきましては、国県の補助の変更や基金充当などにより、該当事業の財源内訳の更正を行ったものになります。

続きまして9ページをご覧ください。このページ以降歳入になりますが、交付額の確定や実績に基づいて増減を行ったものになりますので、説明は省略させていただきます。

6ページをご覧ください。第2表の地方債につきましても補正を行っておりますので、内容につ

きましてはこちらの表でご確認をお願いいたします。

戻っていただいて、1 ページから 5 ページ第 1 表は歳入歳出の積み上げになり、合計では 1 億 6943 万 6000 円を減額しております。本年度の最終予算額は 68 億 7000 万円になり、対前年度比では 20 億 3600 万円の増、パーセントで 42.1 の増となっております。国の負担ではありましたが、新型コロナウイルスに係る特別定額給付金事業等を行いましたので、大幅な増となっております。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 4 号を終わります。

日程第 10 報告第 5 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号))

日程第 11 報告第 6 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 5 号))

日程第 12 報告第 7 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号))

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 10、報告第 5 号専決処分に関する報告について（令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号））、日程第 11、報告第 6 号専決処分に関する報告について（令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号））、日程第 12、報告第 7 号専決処分に関する報告について（令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））、以上 3 件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それではご説明いたします。専決処分に関する報告第 5 号でございます。令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 4254 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 11 億 3604 万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で、保険給付費及び特定健診委託料の減額。歳入では、保険給付費等交付金と一般会計繰入金の減額、前年度繰越金を追加計上したものであります。

次に、専決処分に関する報告第 6 号でございます。令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1021 万 9000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 8 億 4100 万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で保険給付費 1420 万円を減額、介護保険基金積立金 1320 万 7000 円を追加しております。

歳入では、国庫支出金 555 万 5000 円、支払基金交付金 531 万 7000 円等を減額し、繰入金 343 万円を追加計上したものでございます。

次に、専決処分に関する報告第 7 号でございます。令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、予算の総額から歳入歳出それぞれ 221 万 2000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 1 億 1514 万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で総務費 109 万 5000 円などを減額、歳入では一般会計繰入金 119 万 2000 円等を減額、前年度繰越金 153 万 9000 円を追加計上したものであります。それぞれ詳細につきましては、健康ほけん課長に説明をさせます。よろしく願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

町長に代わり報告第 5 号についてご説明いたします。

令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、総じて実績に合わせるため、予算の補正を専決処分で行ったものになります。

それでは、内容についてご説明をいたします。資料の 12 ページをご覧ください。このページ以降は歳出の部分となります。

続けて 16 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費につきましては、本年度の決算見込み額を算出しました結果、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響等とみられる減が見込まれましたため、9890 万円を減額計上しております。

続きまして 17 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費につきましても、同様に、減が見込まれるため 2914 万円を減額計上いたしました。

歳出に関しましては、今説明したもののほかにつきましても、事務、事業の実績により残額の減額整理を行ったものになります。

また、括弧して財源更正と書かれたものにつきましては、国庫の補助の変更や基金充当等により、該当事業の財源内訳の更正を行ったものとなります。

続きまして 6 ページをご覧ください。このページ以降につきましては歳入となります。3 款 1 項 2 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費 129 万 3000 円が国庫補助金の対象となり追加計上しております。

7 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金につきましては、交付金が確定したため、1 億 4566 万 5000 円を減額計上しております。こちらは、歳出でご説明しました療養費の減に伴い、県負担金も減少するものであります。

続いて 9 ページをお願いいたします。6 款 2 項 1 目基金繰入金につきましては、財政調整基金の取り崩しが必要なくなりましたため、2000 万円の減額計上をしております。

10 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目繰越金につきましては、補正の財源とするため留保しておりましたので、今回、2043 万 9000 円を追加計上いたしました。

今説明したものの他は、交付額の確定や実績に基づいて増減を行ったものとなります。

戻っていただきまして、1 ページから 3 ページの第 1 表及び 4 ページから 5 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げとなり、合計では 1 億 4254 万円を減額しております。

本年度の最終予算額は 11 億 3604 万円となり、対前年度と比較しまして 8549 万 7000 円、7%の減となっております。以上、報告第 5 号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

続きまして、報告第 6 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分を本年 3 月 31 日付で行いましたので、町長に代わりましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、総じて実績に合わせるため、予算の補正を専決処分で行ったものに

なります。

それでは、資料の 11 ページをご覧ください。このページ以降は歳出の部分となります。

続いて 17 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、介護給付費が見込みを下回ったことなどから剰余金を準備金に積み立てるものであり、1320 万 7000 円を追加で積み立てをしております。

歳出に関しましては、今説明したものの他は、事務、事業の実績を基に精査いたしまして、減額整理を行ったものになります。

続きまして 5 ページをお開きください。このページ以降は歳入になります。

10 ページをお願いいたします。7 款 1 項 4 目の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、第 1 段階から第 3 段階の保険料軽減対象分としまして計上しているものですが、今回 829 万 9000 円を追加で計上いたしました。

今説明したものの他は、交付額の確定や実績に基づきまして減額を行ったものとなります。

資料、戻っていただきまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げとなり、合計では 1021 万 9000 円を減額しております。

本年度の最終予算額は 8 億 4100 万円となり、対前年度と比較しまして 802 万 7000 円、1%の増となっております。以上、報告第 6 号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第 7 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分を本年 3 月 31 日付で行いましたので、町長に代わりましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、総じて実績に合わせるため、予算の補正を専決処分で行ったものになります。

それでは、資料の 10 ページをご覧ください。このページ以降は、歳出の部分となります。1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人間ドックの受診者が見込みより減少しましたため、109 万 5000 円を減額計上いたしました。

12 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目保険料等納付金につきましては、実績を基に減額を計上いたしました。

今説明したもののほかは、国庫の補助の変更などによりまして該当事業の財源内訳の更正を行ったものになります。

続きまして 5 ページをお願いいたします。このページ以降歳入の部分となります。

6 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金を、実績に合わせて 119 万 2000 円減額計上いたしました。

7 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目繰越金につきましては、今回補正の財源とするため、留保しておりました繰越金を 153 万 9000 円追加計上いたしました。

8 ページをお願いいたします。7 款 5 項 4 目雑入につきましては、人間ドックの受診料として、全額、広域連合から交付されますが、歳出でご説明しましたとおり人間ドック受診者の減少により 109 万 5000 円を減額計上いたしました。

今説明したものの他につきましては、交付額の確定や実績に基づいて増減を行ったものとなります。

戻っていただきまして、1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げとなり、合計では 221 万 2000 円を減額しております。

本年度の最終予算額は 1 億 1514 万円になり、対前年度と比較して 413 万 4000 円、3.7%の増となっております。説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 5 号、報告第 6 号、報告第 7 号を終わります。

日程第 13 報告第 8 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号))

日程第 14 報告第 9 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号))

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 13、報告第 8 号専決処分に関する報告について（令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号））、日程第 14、報告第 9 号専決処分に関する報告について（令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号））、以上 2 件を一括議題とします。本件について、説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それではご説明いたします。専決処分に関する報告第 8 号でございます。令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1190 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 5163 万 6000 円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で、業務費の需用費 480 万円、建設費の委託料 370 万円等を減額、歳入では、一般会計繰入金 1030 万円などを減額したものでございます。

次に、専決処分に関する報告第 9 号でございます。

令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、予算の総額から歳入歳出それぞれ 190 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 1385 万円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出で、建設費の委託料 100 万円等を減額、歳入では、一般会計繰入金 140 万円などを減額したものであります。

それぞれ、詳細につきましては、水道課長に説明させます。よろしく願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

報告第 8 号令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、町長に代わり詳細について説明を加えます。

本件につきましては、執行実績に合わせました補正予算について、3 月 31 日をもって専決処分を行いましたので報告をするものであります。

まず、歳出からご説明いたします。8ページをお開きください。1款2項1目排水費では、10節需用費におきまして、実績に合わせまして減額しておりますが、修繕費につきましては、修繕の発生する見込みのある物品について予算を計上しておりましたが、令和2年度中の修理につきましては、なんとか持ちこたえておりますので、修理を実施しなかった分につきまして減額補正をしております。そして、12節の委託料につきましても、執行残処理の減額でございます。

14節工事請負費につきましては、新規公共マスや道路補修工事分につきまして予算を計上させていただいておりますが、令和2年度中実績がありませんでしたので全額の減額補正となっております。

9ページをご覧ください。2款1項1目建設費でございますが、12節委託料につきまして、執行残分の資産評価につきましては、執行残分を減額しております。もう一件の資材特別調査業務につきましては、発注を行ったところでございますけれども、この調査業務につきまして受注できる業者が見つからず、最終的に特別調査を実施しておりません。結果的に、資材の単価につきましては、見積もりによって実施をしておりますので、この調査業務そのものを発注しませんでしたので、210万円全額の減額となっております。

14節工事請負費につきましては、管路工事の舗装復旧を予定しておりましたけれども、コロナの影響で、当該工事箇所がきのくにこどもの村学園の宿舎に上る町道の部分でございますが、夏季の長期休業中の工事実施を予定しておりました関係で、この長期休業期間が短縮され工事期間が確保できないと判断をいたしまして、発注を見送り全額を減額をしております。

続きまして歳入を説明いたしますので6ページをお開きください。4款の繰入金、そして7款の町債ともに、歳出の減額補正に合わせた減額補正を行っております。

戻りまして3ページでございます。第2表、地方債補正でございますけれども、ただいまご説明いたしましたとおり、町債について減額補正をいたしておりますが、町債の中で公営企業会計適用債につきまして160万円の減額補正を行っております。

戻りまして1ページから2ページの第1表、そして4ページから5ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げになりますので、説明を省略いたしますが、最終予算は5163万6000円となりまして、対前年比115.5%の実績となりました。報告第8号については説明は以上です。

続きまして、報告第9号に移らせていただきます。令和2年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について町長に代わりまして説明を加えます。

本件につきましても、執行実績に合わせました補正予算について、3月31日をもって専決処分をいたしましたので報告をいたします。

歳出からご説明をいたしますので8ページをお開きください。1款2項1目排水費ですけれども、12節委託料につきましては、執行残分の減額補正です。そして、14節工事請負費につきましては、これも農業集落排水事業と同じく、管路の補修工事費につきまして実績がありませんでしたので、全額を減額補正いたしております。

続きまして9ページをご覧ください。2款1項1目建設費ですけれども、12節委託料につきましては、農業集落排水事業と同じく資産整理業務につきましては執行残処理ですが、更新工事の分の資材特別調査につきましては、発注をいたしておりませんので全額50万円の減額補正を行っております。

ます。

戻りまして6ページから歳入の説明をいたしますが、4款繰入金、そして7款町債につきましては、ただいまご説明いたしました歳出補正に併せまして減額補正を行っております。

戻りまして3ページをご覧ください。第3表、地方債補正ですけれど、ただいまご説明しましたとおり、町債につきまして公営企業会計適用債から50万円を減額補正いたしております。

戻りまして1ページから2ページの第1表、そして4ページから5ページ事項別明細書につきましては、これまでの説明の積み上げとなりますので、説明を省略いたします。

結果、最終予算は1385万円で、対前年比117.4%の実績となっております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第8号、報告第9号を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時58分）

再開（午後01時12分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長の方から議案の訂正がございますので、これを許可します。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません。一般会計の説明の提案理由と、建設課の方で訂正がございますので、報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

誠に申し訳ございません、訂正がございます。議案第31号ですけれど、一番表のページです。提案の理由になりますけれど、一番最後の、下のところです。一般財源として繰越金を3億1314万円と書いておりましたが、正確には3600万1000円が正解でございます。36001でございます。金額自体は次の表の第1表の金額になるんですけれど。

それから、4ページになりますけれど、4ページの第2表の債務負担行為補正になりますけれど、こちら関係ない企業名を書いてございまして、正確には、固定資産評価システム更新業務委託なんですけれど、こちらにつきましては、差し替えをお配りしていると思いますので、こちらの方の差し替えでよろしく願いいたします。誠に、大変申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

議案第 30 号になりますが、今朝ほど差し替えの資料を配っているかと思いますが、最終ページになります。確認不足でしたので、誠に申し訳ございませんでした。

日程第 15 報告第 10 号 専決処分に関する報告について
(損害賠償の額を定めること)

○議長 (吉永秀俊君)

それでは、日程第 15、報告第 10 号専決処分に関する報告について (損害賠償の額を定めること) を議題とします。本件について説明を求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それではご説明いたします。専決処分に関する報告第 10 号でございます。損害賠償の額を定めることについて。

東彼杵町一般介護予防事業において発生した事故について、損害賠償額を決定しています。詳細につきましては、総務課長に説明させます。よろしく願いいたします。総務課長。

○議長 (吉永秀俊君)

町長に代わり総務課長。

○総務課長 (松山昭君)

報告第 10 号、損害賠償の額を定めることについて、令和 3 年 4 月 30 日、専決処分をしておりますので報告をいたします。

議案を 2 枚めくっていただきまして、損害賠償の額を定めることについて。東彼杵町一般介護予防事業において発生した事故について、損害賠償額を下記のとおり決定する。令和 3 年 4 月 30 日。

2 の事故の概要でございますが、令和 2 年 12 月 22 日午前 9 時 45 分、町が実施する一般介護予防事業よんなっせにおいて、利用者の方がいつも手荷物を置く場所に数人の利用者がいたため、待とうとして、そばにあった 3 段積みの座椅子に座ったところ座椅子が崩れ落ち転倒し、骨折したものであるということで、入院療養の上、退院されまして、そのうちの医療保険として損害賠償額を 15 万円支払うものでございます。以上報告をいたします。

○議長 (吉永秀俊君)

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで、報告第 9 号を終わります。

日程第 16 報告第 11 号 繰越明許費に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町一般会計)

日程第 17 報告第 12 号 予算繰越に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町水道事業会計)

日程第 18 報告第 13 号 予算繰越に関する報告について
(令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計)

○議長 (吉永秀俊君)

次に、日程第 16、報告第 11 号繰越明許費に関する報告について(令和 2 年度東彼杵町一般会計)、日程第 17、報告第 12 号予算繰越に関する報告について(令和 2 年度東彼杵町水道事業会計)、日程第 18、報告第 13 号予算繰越に関する報告について(令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計)、以上 3 件を一括議題とします。本件についてそれぞれ説明を求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それでは報告第 11 号繰越明許費に関する報告につきましては、税財政課長に説明をさせます。

報告第 12 号予算繰越に関する報告、報告第 13 号予算繰越に関する報告について、以上 2 件につきましては、水道課長に説明させますので、よろしく願いいたします。税財政課長。

○議長(吉永秀俊君)

まず、町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わり報告第 11 号についてご説明いたします。

めぐっていただいて、令和 2 年度東彼杵町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。こちらに記載の 37 事業について繰り越しいたしました。

金額欄は、議決をいただいた限度額で、表の最後の行になりますけれども、合計で 8 億 4810 万円になります。実際に繰り越しました翌年度繰越額は、合計で 7 億 6736 万 2000 円。その右の欄につきましては、翌年度繰越額の財源の内訳でございます。

表の一番上に戻っていただいて、それぞれの事業の進捗率と完了予定について述べさせていただきます。

東彼杵町公共施設長寿命化計画策定業務委託、進捗率 40%、完了予定は 12 月末でございます。新庁舎整備構想作成支援業務委託、80%、6 月末でございます。ホームページリニューアル業務委託、80%、6 月末。新生児等特別定額給付金、100%で完了しております。

新型コロナ予防接種事業、20%、12 月末。水源ボーリング掘削工事、0%、検討中でございます。東彼杵町農林水産業経営継続事業費補助金、70%、8 月末。ため池点検調査業務委託、10%、11 月末。ため池劣化状況評価業務委託、0%、12 月末。大音琴地区流末排水路整備工事、50%、8 月中旬。事業継続支援給付金事業、50%、7 月末。町道宿 8 号線改良工事、10%、7 月中旬。橋梁点検業務委託、5%、翌年 2 月末。橋梁補修設計業務委託、5%、翌年 2 月末。町道改良用地費、30%、9 月末。県道改良事業負担金、30%、12 月末。

次のページをお願いします。木場本線道路改良事業、30%、翌年 3 月末。中尾本線道路改良事業、0%、翌年 3 月末。大野原高原線道路改良事業、5%、翌年 3 月末。塩鶴川溪流保全事業、90%、7 月末。彼杵港社会資本整備総合交付金事業負担金、30%、12 月末。駄地団地建替設計業務委託、0%、12 月末。公営住宅解体工事、100%で完了でございます。

深澤道路改良事業、0%、翌年 3 月末。消防施設整備事業、0%、12 月末。千綿小空調設備移設工事、30%、8 月末。児童用タブレット PC フィルタリングソフト使用料、0%、8 月末。旧千綿中学校運動場整備工事、30%、8 月末。ウイルス対策用オゾン発生機購入事業、10%、7 月末。生徒用タブレット PC フィルタリングソフト使用料、0%、8 月末。ウイルス対策用オゾン発生機購入事業、10%、7 月末。オゾン処理空気清浄機購入事業、10%、7 月末。千綿人形芝居人形等購入事業、30%、8 月末。受電設備改修工事、30%、6 月末。2 年農地等災害復旧事業、40%、翌年 3 月末。公共土木

施設災害復旧事業、50%、12月末。2年公共土木施設災害復旧事業、30%、翌年3月末。以上でございます。報告第11号については以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永秀俊君）

続いて水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

報告第12号令和2年度東彼杵町水道事業会計の繰越額について、地方公営企業第26条第3項の規定に基づいて報告をいたします。

次ページの繰越計算書をご覧ください。2款1項建設改良費におきまして、上水道管路情報デジタル化事業といたしまして、全額の2000万円。そして、町道宿8号線改良工事に伴う水道管移設工事として、全額の400万円を翌年度に繰り越しをいたしております。

デジタル化事業につきましては、昨年度からのコロナウイルス対策といたしまして管路情報のデジタル化を緊急に整備を始めた事業でございまして、年度中途からの業務開始となりました関係で、令和2年度中では、業務期間が足りず繰り越すこととなっております。

町道宿8号線水道管移設工事につきましては、町道改良工事、本体工事の繰り越しに伴う繰り越しとなります。デジタル化事業につきましては、年度末までかかります。宿8号線につきましては9月の見込みです。

続きまして、報告第13号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計の繰越額について、同じく地方公営企業第26条第3項の規定に基づいて報告をいたします。

繰越計算書をご覧ください。2款1項建設改良費におきまして、ストックマネジメント計画策定事業を全額の920万円、国道205号道路改良に伴う管渠整備事業を全額の1410万円、繰り越しを行っております。

ストックマネジメント事業につきましては、令和2年度から3年度にかけて計画策定を行う事業でありましたが、昨年度の国の二次補正におきまして、令和3年度分の事業費相当額を前倒し追加割り当てを受けました。この前倒し割り当ての関係上、事業の実施は令和3年度にしか行えませんので繰り越すこととなっております。

また、国道205号道路改良に伴う管渠整備ですが、重点道の駅整備の一環で行われている国道205号の改良工事、特にバス停部分ですね。こちらの歩道改良が完了しなければ管路工事に着手できないという状況でありますので、工程調整としての繰り越しとなっております。

ストックマネジメント事業につきましても年度末までかかります。国道205号につきましては、9月の予定です。以上説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第11号、報告第12号、報告第13号を終わります。

日程第19 議案第28号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第19、議案第28号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 28 号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由といたしまして、東彼杵町以外の新たな勤務地に転任を命じられた職員に対し、移転した場合に生じる移転料について定める必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第 28 号を補足説明いたします。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例です。提案の理由は、職員の資質の向上と高い行政水準の確保を目的として、実務研修や県との総合人事交流を今後も続け、職員を長崎県等へ派遣することが想定されます。県や国などは、県内や県外などへの転任辞令で住所移転を余儀なくされる場合があるため、移転料の支給が整備されておりましたけれど、基本的に、東彼杵町においては町内勤務であるため、これまで移転料の規定がありませんでした。そうしたことから、長崎県と同様の移転料の定めを設けようとするものであります。

例えば、県に職員を派遣し、その職員が長崎市内にアパートに借りることになった場合は、引っ越し代等が本人に発生しますが、そうした負担に充てるため、定額で移転料を支給しようとするものでございます。もちろん、引っ越さずに通勤する場合は、移転料の対象は発生とはなりません。

定額とは、鉄道 50km 未満で 5 級以下、つまり課長補佐以下で扶養家族と一緒に引っ越した場合には、10 万 7000 円、単身引っ越しの場合はその半分となります。

実際に議案を見ていただきたいと思います。お聞きください。

1 ページ目、新旧対照表の左側が改正後でございます。第 2 条第 2 号に、新しく赴任を定義しております。赴任とは、転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のために本町の旧勤務地から町外の新勤務地に旅行することをいう。

同じく、同条第 3 号には、扶養親族の定義をいたしております。

第 6 条、旅費の種類に移転料を加えるとともに、次の 2 ページに記載する同条第 8 項に、移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給すると定めております。

続きまして、第 16 条に移転料について定め、第 1 号に扶養親族と一緒に移転する場合は、別表に定める路程に応じた額としております。

第 2 号に、家族と一緒にない単身の移転の場合は、別表の額、先ほど言いました別表の額に 2 分の 1 に相当する額と定義しております。

第 3 号には、最初、赴任の際、単身で移転した場合のうち、1 年以内に扶養親族が移転した場合は 2 分の 1 に、最後残りの半分の額を支給すると規定しているものでございます。

3 ページをお聞きいただいて、実際の移転料を距離区分に応じて定めたものでございます。この額

につきましては、長崎県の額と同じ、準じたものでございます。先ほども言いましたとおり、鉄道50km未満、課長補佐で10万7000円、家族全部が引っ越した場合にということで、単身が半分になるという規定でございます。

備考については、鉄道でない所、離島とか海路又は鉄道が走っていないバスの路程の場合の適用方法を定めたものでございまして、これも長崎県に準じたものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するというところでございます。以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。質疑がある方は挙手をしてお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ありませんか、はい、それではこれで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第28号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第29号 東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第20、議案第29号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第29号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由といたしまして、法律の一部改正によりマイナンバーカードの再交付手数料についての規定が不要となるため本案を提出するものです。詳細につきましては、町民課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

町長に代わり議案第 29 号についてご説明をいたします。

今回の改正は、総務省からの事務連絡により、第 204 回国会において、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案が提出され、同法案中の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方情報団体情報システム機構が、マイナンバーカードを発行するものとして明確化されたことに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については、同機構から市区町村等に委託することができることとする規定が盛り込まれたことにより、条例の規定が不要となります。

条例第 2 条第 28 号、第 29 号及び第 30 号を削除するものであります。この改正については、令和 3 年 9 月 1 日からの施行となります。

東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例に関する説明については以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 29 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 29 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、町民課長から所用の要件があるということで退席の要望がっておりますので、これを許可いたします。

道路の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 21、議案第 30 号東彼杵町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 30 号東彼杵町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由といたしまして、法律の一部改正に伴い、高齢者等に寄り添ったバリアフリーを推進するため一部改正を行うものでございます。詳細につきましては、建設課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

議案第 30 号につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

本条例につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律に伴い、本町としても高齢者等に寄り添ったバリアフリーを推進するためにするものでございます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法でございますが、平成 18 年に制定され、その規定によりまして移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令が、同じく平成 18 年に国土交通省により制定されております。その後、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第二次一括法により、バリアフリー法も改正され、バリアフリー等に関する道路の構造などは、道路管理者が定めることとなったことから、本町でも条例を整備し、平成 25 年 4 月 1 日から施行しております。

条例制定の際には、省令の定める基準を参酌して定めることとなっており、省令の中にある路面電車の停留所に関して定める基準を削除し、その他の部分は省令に定める基準を準用する形で条例を制定しております。

今回、バリアフリー法がバリアフリーのハード面の対策に加え、移動等円滑化に関わる心のバリアフリーの観点からの施策の充実など、ソフト面の対策を強化することを目的に改正されております。それに併せまして移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令も改正されましたので、本町でも条例の改正をする必要が生じました。

本条例につきましては、先ほど申しましたように国土交通省の省令を参酌しており、路面電車の停留所に関する基準以外はそのまま準用しておりますので、内容の詳細な説明は省略させていただき、主な改正箇所の説明のみをさせていただきます。

先ず、資料の 1 ページ目でございます。第 2 条第 1 号ですが、自転車歩行者道の後に、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路を追加しております。

また、その下になりますが、自動車駐車場の後に、又は旅客特定車両停留施設を追加しております。

続きまして2ページですが、第2条の2に災害等の場合の適用除外を追加しております。

その下の、第2章 歩道等の後に自転車歩行者専用道路等の構造を追加しております。

第3条に、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路を追加しております。

第4条第3項、第4項、第5項につきましては、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路の基準を追加しております。

続きまして3ページの第5条第1項、2項、第6条第1項、第2項に、自転車歩行者専用道路等を追加しております。

続きまして4ページの中ほどの第5号ですが、エレベーターの籠内の設備についてを追加しております。

続きまして5ページですが、第4章、第5章の文言の後に、の構造を追加し、第6章で、旅客特定車両停留施設の構造を追加しております。この第6章は、第30条から13ページの第40条まででございます。

続きまして同じく13ページになりますが、第41条の第3項、第4項、第5項、第6項に移動等円滑化のために必要なその他の施設についての案内標識についてを追加しております。

続きまして14ページの第42条に、自転車歩行者専用道路、旅客特定車両停留施設を追加しております。また、第42条第2項、第3項に、視覚障害者用誘導ブロックについて追加しております。

第43条の歩道等の後に、又は自転車歩行者専用道路等を追加し、第2項に休憩施設の設置について、第3項にその案内標識の設置についてを追加しております。

第44条に自転車歩行者専用道路等、旅客特定車両停留施設を追加しております。

最後になりますが16ページ、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないですか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号東彼杵町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 31 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 22、議案第 31 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは議案第 31 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1664 万 8000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57 億 2064 万 8000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なもの、新型コロナウイルス予防接種事業費や、水道事業会計負担金など 5338 万 1000 円、地域振興券発行事業費や飲食店営業継続支援金事業費など 6864 万 5000 円、河川災害復旧工事 3000 万円などでございます。

歳入の主なもの、国庫支出金 1 億 5227 万 9000 円になっております。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 31 号についてご説明いたします。

それでは、議案の 16 ページをお願いいたします。3 番歳出になります。2 款 1 項 5 目財産管理費 10 節需用費の光熱水費は、旧大楠小学校の管理が必要となりましたので、電気水道料として 50 万円追加しました。その他、11 節以降でも浄化槽管理費用などを旧大楠小学校管理費として追加計上しています。

とびまして、21 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 18 節負担金補助及び交付金の地域医療介護総合確保事業費補助金は、介護施設の職員宿舍建設費用に対し 3 分の 1 の助成するもので、495 万円計上しています。なお、この金額につきましては、全額県負担となっております。

22 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 12 節委託料は、地域子育て支援拠点事業を行っております保健センター 2 階部分の機能の移転を計画しており、総合会館入口横の噴水池に新たに施設を建築するため設計業務費用を計上いたしました。

その下、6 目子育て世帯臨時特別給付事業費の 3 目職員手当等から 18 節負担金補助及び交付金

までは、低所得の子育て世帯へ生活支援の給付を行うもので、総額 705 万円計上しております。給付金は、主に非課税世帯の児童手当受給者へ子ども一人当たり 5 万円の支給を行います。なお、この事業費につきましては、全額県補助となっております。

23 ページになります。4 款 1 項 2 目予防費の 1 節報酬から次ページの 12 節委託料は、新型コロナウイルスのワクチン接種に対し追加費用を計上しております。会計年度任用職員の雇用費用や会場設営費用などを追加し、合計 3368 万 1000 円となります。なお、この費用につきましては、全額国負担となっております。

24 ページ、3 目環境衛生費の 18 節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルスに係る支援事業として水道料減免を行うため水道会計へ支出するもので、1970 万円計上しております。なお、この費用につきましては、地方創生臨時交付金を財源としています。

25 ページになります。6 款 1 項 3 目農業振興費 18 節負担金補助及び交付金のそのぎ茶販路拡大促進支援事業補助金は、販路拡大のためのイベント等を行う費用として 100 万円追加しています。なお、この費用については、市町振興協会より半額助成がございました。

その下、有害獣による被害防止対策事業補助金は、電気柵設置費用の 2 分の 1 を要望地区へ助成する費用として 49 万 2000 円計上いたしました。次の農業経営収入保険促進補助金は、農業収入を保障する保険への加入者に対し保険料の一部を助成する費用として 66 万 2000 円計上しました。

農業は、新型コロナウイルスにより価格の影響を受けていることもあり、価格変動やその他災害による収入減に備えることで経営を安定させることから、保険への加入促進を図ります。この費用につきましては、地方創生臨時交付金を財源としております。次のいちごビニールハウス強靱化事業補助金は、いちご農家に対しビニールハウスの補強補修費用の助成を県と一緒に取り組むこととしており、261 万 2000 円計上いたしました。

その下、9 目農業振興企画費 12 節委託料は、旧常明園跡地の樹木が繁茂しており、伐採費用として 65 万 5000 円を計上しました。

27 ページになります。7 款 1 項 2 目商工振興費の 10 節需用費から 18 節負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る支援事業として地域振興券発行事業と飲食店緊急営業継続支援事業を計画しており、総額 6530 万 5000 円計上しました。振興券の給付は、全町民に対し 1 人当たり 5000 円の地域振興券を給付いたします。また、飲食店の営業支援は、今年の 3 月から 5 月の売上が昨年比 50%以上減少した飲食店に対し、減収率と店舗面積に応じた 15 万円から 50 万円の金額と、従業員数に応じて 5 万円から 25 万円の金額を加算して支援金として交付いたします。これら 2 事業については、地方創生臨時交付金を財源としております。

7 款 1 項 4 目道の駅管理費 14 節工事請負費は、道の駅駐車場整備に伴い電気自動車の充電装置を現在の場所から移設する必要があることから移設費用を計上いたしました。

28 ページをお願いいたします。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 14 節工事請負費は、宿 8 号線改良工事について追加工事費用が必要となることから 200 万円追加しました。

29 ページになります。8 款 3 項 2 目河川改良費 17 節備品購入費は、日産の電気自動車リーフの購入費用を計上いたしました。公用車として購入し、地球環境に配慮しながら、災害時停電の際は、避難所まで移動し非常用電源として利用する運用を考えております。

30 ページをお願いいたします。8 款 7 項 1 目渉外費 18 節負担金補助及び交付金は、遠目地区から公

民館改修の要望がありましたので、大野原演習場周辺整備基金活用事業補助金として170万円計上しました。

32ページをお願いします。10款2項1目学校管理費の11節役務費、12節委託料及び14節工事請負費につきましては、千綿小学校移転費用として昇降機検査料などをそれぞれ計上しました。また、13節使用料及び賃借料は、校務用サーバーのリース料として122万円追加しました。なお、この費用は、中学校費でも同様に計上しております。

33ページになります。10款3項1目学校管理費10節需用費は、教科指導書等を購入し、今後の予算に不足が見込まれることから146万円を追加しました。

34ページをお願いいたします。10款5項2目教育センター費12節委託料は、現在使用している総合会館から国道への仮設の出入り口について、交差点完成後も利用できるよう整備を行うため設計費用を計上しました。

35ページになります。10款6項1目保健体育総務費の13節使用料及び賃借料190万円については、V・ファーレン長崎のホームゲームは、ホームタウンサンクスマッチとし、それぞれ県内21市町の冠をつけ各市町のPRを行っております。東彼杵町は9月4日土曜日の試合になりますが、その試合に町内の小中学生親子200組を招待するため、バスの借り上げ費用とチケット代金をそれぞれ計上しております。

36ページをお願いします。10款7項1目学校給食共同調理場費12節委託料です。給食費については、令和4年度から公会計にすることを計画しており、電算システム導入費用として計上いたしました。その下、14節工事請負費は、給食センター給水ポンプが老朽化により交換の必要があることから計上しています。18節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルスに係る支援事業として9月から11月分の給食費3か月分を減免することを計画しており、647万5000円計上しました。この費用につきまして、地方創生臨時交付金を財源としております。

37ページになります。11款2項1目公共土木施設災害復旧費14節工事請負費については、昨年発生した河川災害の復旧工事費用について、工事単価の増により予算が不足することから3000万円追加しました。歳出については、以上でございます。

戻っていただいて8ページをお願いいたします。2番歳入になります。16款1項3目土木費国庫負担金は、河川災害復旧費用の追加に伴い2820万3000円を追加しました。

9ページになります。16款2項1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応のため地方創生臨時交付金9038万1000円追加しており、その下、3目衛生費国庫補助金は、ワクチン接種事業等の国補助として3369万5000円追加計上しております。

10ページをお願いいたします。17款2項2目民生費県補助金は、介護施設宿舎建設補助及び子育て世帯臨時特別給付事業の県補助金を計上しており、合計1200万円追加しております。

その下、4目の農林水産業費県補助金は、いちごビニールハウス強靱化事業の県補助200万9000円を追加いたしました。

12ページをお願いします。20款1項3目ふるさと創生事業基金繰入金及びそれ以下の目につきましては、今回の補正の財源としてそれぞれ基金から繰入を行っております。

13ページの21款1項1目繰越金についても、補正の財源として3600万1000円追加しております。

15 ページをお願いいたします。23 款 1 項 3 目消防債は、当初で計上しております 4 分団詰所建設費用について、当初、緊急防災減債事業債を財源としておりましたが、県と協議の結果、防災基盤整備事業債を用いるよう指示がありましたので、財源更生を行い 560 万円減額しております。歳入については以上でございます。

戻っていただいて 4 ページをお願いします。第 2 表債務負担行為補正になります。当初で計上しております固定資産評価システム更新業務委託につきまして、令和 4 年、令和 5 年をそれぞれ記載の限度額で債務負担をお願いするものです。固定資産税につきましては、3 年毎に評価替えを行っているため、システム費用を 3 年契約とすることでそれぞれ単年契約を行うよりも安価で発注できることが見込まれ計上いたしました。

5 ページになります。第 3 表、地方債補正は、これら記載の 3 事業につきまして、起債限度額の補正を行っています。

戻っていただいて 1 ページから 3 ページの第 1 表、それから 6 ページ 7 ページの事項別明細書、38 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

これは、町長とか教育長に質問したい事項でございますので、質問させてください。

まず、町長に、これは 3 回しか質問できませんので、ちょっとまとめてお伺いします。ゆっくりしゃべりますので、メモを、町長しておいてください。よろしくお願いいたします。

22 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目 12 節委託料 1030 万円上がっております。地域子育て支援拠点等移転工事設計業務委託料についてお伺いします。

この委託料は総合会館 2 階にあるすくすくねんねの移転に伴うものと総務課長の方から、この前議会運営委員会の時にお伺いしています。そこで、5 つほどお伺いします。

この移転料は、本庁舎を、総合会館に移転させるための前準備と位置付けた関連と考えてよろしいかどうか。これが第 1 点。

本庁舎を総合会館にとりか既存施設に移転させるということになれば、これは令和 7 年 3 月まで県の命令によって新庁舎を造るか、あるいはこの本庁舎が耐震化させることを証明しなければいけないということが、命令書が出ていましたよね。それに伴うものだと思うんですけど、もし、総合会館に移設するとすれば、その時期は当然そこまでやらないといけない。大体、いつごろと、まだ計画段階だと思うんですけど、それが、時期がいつ頃までにしたいという町長のお考えがあればお聞かせください。

先ほど、すくすくねんねはプールの横という説明がございましたから、新しくあの場所に作られるのであろうということだと思うんですけど、それ以外の既存施設が町にはございますけれど、そういった施設の活用というのは考えておられなかったのかどうか。検討したのかどうかをお聞かせください。

関連なんですけれど、最後の 5 番目、関連なんですけれど、社会福祉協議会がございましたね、1 階に。その移転は考えておられるのかどうか。そこもお聞かせください。

次に、教育長にお伺いします。36 ページをお開けください、36 ページ。10 款 7 項 1 目 12 節委託料 257 万 4000 円が給食費管理システム導入業務委託料として計上されています。公会計に伴うものと説明を受けております。

この関連で、私は昨日、一般質問を行いました。給食費納入についての審議はいつ行われたんですかと正しました。その教育長の答弁は、6 月 4 日、先週金曜日の教育委員会定例会で審議をし、決定をしたと。このように答弁されておられたんですね。

では、今回委託料の、今回の予算計上は、おそらく、私たちは、6 月 3 日の議会運営委員会でのこの予算書を受け取っております。ということは、教育委員会の議決を得ずして、審議が議決を得ずして提出をされたということになるんですね。その点をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今度新しく、今設計費を上げておりますのは、すくすくねんねをそこに新しくもっていきます。と言いますのは、ちょっと時間を頂きたいんですが、前、面積を、既存の面積、ここの。それでここに残るのは議会とその他現業が残れるかどうか検討をしておりました。そういう面積を出して、今、委託をしている所で計算をしていただきまして、みんな入れるような形になりました。ですから、先ずはすくすくねんねもそっちに移して、その後、例えば総務課とか、移動する区割りを、中の改築をいたして、そういう計画をしております。ですから、他の総合会館以外ではなくて、そこに集約をしたいと私は考えております。

議会は、当然、ここに議会棟としてまだ耐震もできておりますから残っていただいて、あとは全部総合会館の方に行きます。ですから、それ以外のことは考えておりませんし、社協の動きというのも考えていません。その中で入れる枠、前 900 何㎡でしたけれど、それも少し面積が取れたような形が今計画で上がっておりますので、今回、設計をしていただいて。それと、工程につきましては、保健センターにつきましては、今設計をしまして、工事費が来年の当初、1 月ぐらいには上がってくるのかなと思って、令和 5 年 1 月ぐらいには保健センターの子育ては出来上がるのではないかなと私は予測をしております。その他もろもろの、設計とか令和 4 年度になりまして、皆さんにお願いをしなければいけません。そういうことで、ずっと、逆算、後ろを決めて工程を作っております。全部備品調達まで令和 6 年度の 4 月までは終わるように計画をしております。

ですから、前に一般質問で私が二転三転しましたが、慎重に検討して、お金も、基金もないということで検討しましたところ、一番安く上がる方法は改築、ある施設を使うということに変更をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。以上ですが、よろしかったですかね。

○議長（吉永秀俊君）

次に教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほどの給食費管理システム導入業務委託料に関しまして、これは町長からの公会計化の方針を受けて 5 月 10 日の定例教育委員会議で、公会計化のための事務担当者会と予算計上の準備状況の報告をしまして、予算の計上の準備ができたということで、6 月 4 日に承認を頂いたということになります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町長の説明は全て了解しました。ありがとうございます。

あと、教育長です。ちょっと教えてください。こういう予算書を上げる時は、私は、基本的に結審するのは教育委員会ですよね。教育長には限定した権限を、こういうことについては教育長が決めて良いですよということが、ここに持って来ていますが、うたわれております。こういう事例、私は、ちょっと調べてみたんですけど、やはり、こういうことを上げる時は、この給食費に関するシステムですから、やはり教育委員会の議決を得て、教育委員さんに議決を諮って、きちんと了解を頂いてからこれが上がってこないといけない。だから 5 月 10 日の時点で了解を頂いておられたら良かったんですけど、5 月 10 日の時点でやったと言われたんですけど、最終的には 6 月 4 日の金曜日にやったと、昨日の一般質問で答弁しておられたんですよ。ですよね。

だから、そうすると、逆行しちゃうんでは。了解をもらう前にこの議案が上がってきたということは、やはり、この手順がちょっと違っていたのではないんですか。ここは反省しなければいけない点ではなかったのではないかと、私、お伺いしているんですけど、いかがなんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

ご指摘のとおりだと思います。反省しております。申し訳ございませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

先ほどの大石議員と同じようなところなんですけれど、22 ページの 3 款 2 項 1 目関係なんですけれど、平成 29 年 3 月の東彼杵町公共施設等総合管理計画というのを見ていましたら、集約できる公共施設は集約をしていきますというように書いてあります。

今回、これは新しく建てられると思うんですけど、例えば町の図書室、図書室も 50 年近く建物が経っていますので、そう長くしないうちに建て替えが、建て替えるのか取り壊しかわかりませんが、されるのではないかと思います。

今回、子育て支援の関係で建物を作られるのであれば、いずれ、何年かで、もし崩されるというか、建て替えるのであれば、その前に図書室だけでも一緒に集約できないのかなと思ったんですけど、そういう町長の考え方。将来的に、例えば、今あります図書室が入っていますですね。あそこは、図書室がなくなっても、要するに、他の部屋を必ず使わなければいけないということではないんじゃないかと私は思いましたので、図書室だけでも、一緒に子どもたちが、子どもたちと図書室は関係していますので、そういう集約的な建物にする考え方はなかったのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

立山議員の質問にお答えします。

確かに、図書室も私は取り壊さなければいけないということを再々発言をしておりますので、建物自体がですね。元々、実は総合会館の方の最初の設計に図書室の計画を、私の時にはしていたんですけど、ちょっと、費用の面でカットされておまして、そういう、本当ならおっしゃるように一元化しなければいけない。ただ、今、庁舎の方が急いでおりますので、まずは庁舎の方を先に設計をさせていただきまして、例えば、図書室などは別で、木造でも良いのではないかと私は考えているんですよ。特に、木造の建物は耐火工事もできますし、そういう形で別の方法に。例えば、総合会館の近くでもできるのではないかなと考えております。

ですから、最初ここに図書室の移転も考えたんですけど、まずは庁舎の方を先にさせていただいて、その後順次していきたいと思っておりますので、今のところ、総合会館の設計の所に図書室を入りこませるといのが、今度職員の皆さんの意見も聞かなければいけないんですが、時間との戦いもございまして、まずは庁舎を先に。防災拠点でもありますし、そういう形で動きたいと思っております。図書室は私も考えております。ですから、総合会館の敷地の近くにできればですね。1階で木造でもできるのではないかと考えておりますので、そういう感じで考えております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

図書室ということにこだわるわけではないですけど、部屋を作っておけば後で図書室として活用できるかと思います。あくまでも、予算ですね。予算を一つ一つの建物に使う場合は、その分2倍3倍掛かっていくわけですので、今回予算計上がされていますので、これを2倍にせず、例えば1.5倍で済むのであれば、それでできないでしょうかと思いましたが、この質問をさせてもらいました。その点に関してはどうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その辺も、今度、私の考えと職員の皆さんの意見も聞かなければいけません、逆に保健センターの方に、場所がもし、調査をしてあれば書棚を作ればそういう形でも進められると思っておりますので、今のところは、図書室の方は考えていませんけれど、保健センターで場所を調査をして、そういう余裕がある所が見つかればそういう形で移設はできると思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

確認だけします、町長。確認だけします。先ほどの説明の中で、噴水がある所に建物を新しく建てるような説明だったと思うんですけど、であれば、1階か2階か3階かわかりませんが、同じ建物の中に今言った部屋といますか、ものは作れないのかと聞いています。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

保健センター機能を子育てセンターとしてこっちに新しく作る予定でございますから、今後、面

積とか調整をして、そこに入りこめれば今度造れる所にも図書室として、室というか書籍だけでも並べる所ができないかなと検討はいたしてみます。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑はないですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 31 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 23 議案第 32 号 令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 23、議案第 32 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 32 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 147 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 1947 万 9000 円とするものでございます。提案理由につきましては、歳出は、特定保健指導委託料 147 万 9000 円を追加し、歳入は、県支出金特別交付金 98 万 6000 円、前年度繰越金 49 万 3000 円を追加したものでございます。詳細につきましては、健康ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

議案第 32 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、町長に代わりご説明いたします。

それでは、資料の 7 ページ歳出をご覧ください。5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費に特定保健指導委託料を 147 万 9000 円計上いたしました。

特定保健指導につきましては、これまで役場の保健師、栄養士により行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種業務に従事することになりまして、指導する人員が不足することから、今回、業務委託により実施するために予算を補正しようとするものです。

続きまして 5 ページ、歳入をご覧ください。特定保健指導に要する費用につきましては、国、県、町が 3 分の 1 ずつ負担することになるため、4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金に国・県の負担分となる委託料の 3 分の 2、98 万 6000 円を追加で計上いたしております。

6 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目繰越金につきましては、今回の町の負担分の財源とするため、留保しておりました繰越金を 49 万 3000 円追加で計上いたしております。

戻っていただきまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、それから 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げとなりますので説明を省略させていただきます。以上

で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないですか。質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 32 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 32 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 33 号 令和 3 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 24、議案第 33 号令和 3 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 33 号令和 3 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、収益的収入に 10 万 1000 円を追加し、支出に 148 万 1000 円を追加いたしまして、全体の予算が、収入におきまして 2 億 5766 万 4000 円、支出が 2 億 4194 万 8000 円でございます。提案の理由は、水道基本料金の 3 か月期間減免と、公用車の軽トラックを新たに購入するものでございます。詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

町長に代わりまして議案第 33 号令和 3 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

説明を加えます。

まず、16ページをご覧ください。参考資料での説明になりますけれども、実施計画明細書の方で説明をさせていただきます。

まず、上段の収入から説明をいたします。1款1項1目給水収益におきまして、コロナウイルス対策としての上水道基本料金減免の第三弾を計画をするということで、減免内容といたしまして、3,262件の契約件数3か月分といたしまして1959万9000円を減額しております。

これに代わりまして、1款2項2目負担金におきまして、この減免額及び減免に伴う経費相当分といたしまして、一般会計からの補填財源としての繰入金1970万円を追加計上をいたしております。

下段の支出ですけれども、1款1項2目配水及び給水費におきまして、水道施設係で使用しております軽トラックの更新のため、購入費用138万円を計上いたしております。

また、1款1項4目総係費におきましては、水道料金減免に伴う費用といたしまして、契約世帯への周知文章の印刷費用でありますとか、各戸差し込み手数料といたしまして追加計上をいたしました。

戻りまして1ページから2ページでございますが、こちらの実施計画書につきましては、今ご説明いたしました積み上げになりますので説明を省略いたします。また、補正後の財務資料といたしまして3ページから6ページ、これにキャッシュ・フローを掲載いたしました。

7ページから8ページに損益計算書、9ページから10ページに予定貸借対照表の補正前、補正後の資料を掲載しておりますので後ほどご覧ください。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

今回の水道料の減免は3回目ですよね、3回目。1回目の時に町水が来ていない所のフォローというか、そういったところを私が指摘しました。その後、町長は、そこもフォローしましょうというところで議案を上げていただきましたが、残念ながら議会が修正だったか、どっちだったか、否決だったか。

○——△——

否決。

○9番（森敏則君）

そういう状況だったですよね。今回はどうされるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

1つの会期で議員さんに出した議案を、会期が変わろうと、やはり、議会の意思でそういうことになっておりますので、私は、今回はそういう議案は提出はいたしません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 33 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 25 議案第 34 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程 25、議案第 34 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 34 号東彼杵町教育委員会委員の任命について。次の者を東彼杵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

1、任命する者の住所氏名等、住所 東彼杵町法音寺郷 189 番地 2。氏名 川原悟。生年月日 昭和 23 年 10 月 22 日生。

提案の理由といたしまして、東彼杵町教育委員として任命したいので本案を提出するものでございます。川原様は、県立城南高等学校を卒業され、令和元年 4 月から東彼杵郡ソフトボール協会会長、令和 2 年 4 月から東彼杵町体育協会会長。いずれも現在まで就任をさせていただいております。

また、文化関係では、令和 3 年 4 月から東彼杵町文化協会副会長も務めていただいております。また、令和元年度には、30 年勤続スポーツ推進委員全国表彰など受賞され、人格、識見等に素晴らしい方でございます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 34 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場出入口施錠)

○議長 (吉永秀俊君)

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に9番、森敏則君、10番、橋村孝彦君を指名します。

ただいまから投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議長 (吉永秀俊君)

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 (吉永秀俊君)

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長 (吉永秀俊君)

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。事務局長。

○事務局長 (有川寿史君)

それでは読み上げます。1番、林田二三議員、2番、立山裕次議員、3番、口木俊二議員、4番、浪瀬真吾議員、5番、大石俊郎議員、6番、尾上庄次郎議員、7番、後城一雄議員、8番、浦富男議員、9番、森敏則議員、10番、橋村孝彦議員。

○議長 (吉永秀俊君)

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (吉永秀俊君)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。9番、森敏則君、10番、橋村孝彦君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長 (吉永秀俊君)

それでは、投票の結果を報告します。投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成9票、反対1票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第34号東彼杵町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場出入口を開けます。

(議場出入口開錠)

○議長 (吉永秀俊君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 (午後 2 時 34 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 口木 俊二

署名議員 浪瀬 真吾